

コンプライアンス体制

山陽特殊製鋼グループでは、コンプライアンス経営を支えていく体制の整備や教育の実施などに取り組んでいます。

企業行動指針 企業としてとるべき行動規範を定めたもので、企業活動の根幹を成すルールです。

行動基準 「企業行動指針」に基づき、事業活動の中で順守すべき“行動の手引き”を定めたものです。

企業行動倫理規程 コンプライアンス（法令等の順守）を徹底するための制度・仕組みを定めたものです。

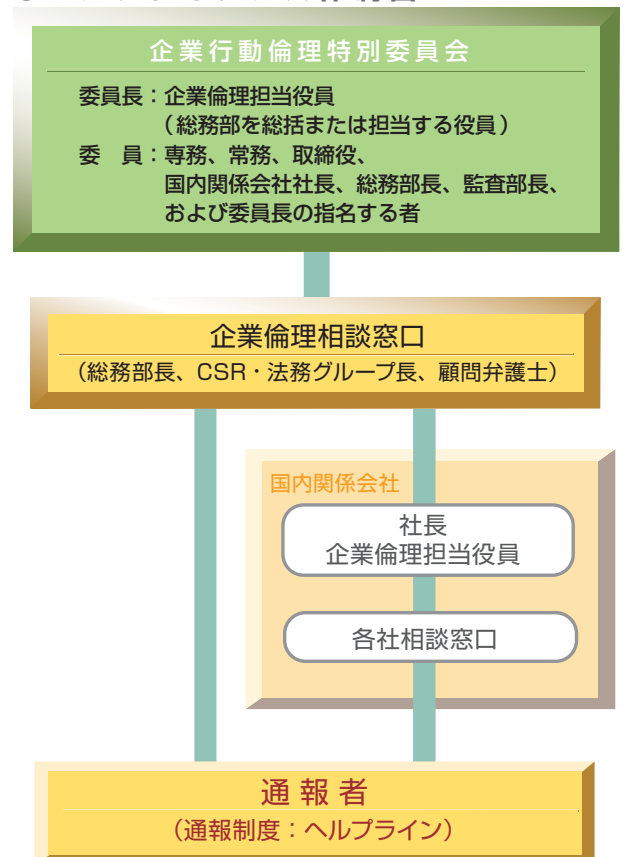
企業行動倫理特別委員会の設置

コンプライアンスの方針や、その方針に基づく具体的な方策を審議する場です。法令などを逸脱している状態や行為、またはその恐れがある場合に、実態調査や改善策の審議などを行います。

通報制度の設置

不祥事の未然防止と再発防止のために、通報制度「ヘルプライン」を設置しています。このヘルプラインは、法令、社会規範、社則などに照らし、不適切と思われる状態・行為が認められる場合、またその恐れがある場合に、その情報をいち早くキャッチし、迅速かつ適切な対策を講じることにより不祥事の発生を未然に防ごうとするものです。

●コンプライアンス体制図



コンプライアンス意識向上のための具体的取り組み

山陽特殊製鋼グループはコンプライアンス意識を向上させるため、講演会やeラーニングによるコンプライアンス教育、各種研修等を行っています。2010年10月には、山口利昭法律事務所の山口利昭弁護士をお招きし、「全社的な取組によるコンプライアンス経営～他社の失敗だけでなく成功にも学ぶ～」と題した講演会を開催しました。講演会では、問題発生時の対応次第で、企業イメージさらには企業生命までもが左右されることが、具体的な事例をまじえつつ紹介され、コンプライアンス対策に全社的な取り組みが必要であることが説明され

